

上田市多文化共生のまちづくり推進計画

2007年(平成19年)12月

上田市外国籍市民支援会議

はじめに

上田市外国籍市民支援会議では、多文化共生社会の実現に向けて、本年 4 月に「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。この指針は、会議に参加する団体が連携し、協力して進める施策の方向性とそれぞれが担う役割を示したものです。

上田市多文化共生のまちづくり推進計画は、この推進指針に沿い各団体の具体的計画について、所属する教育、労働・保険、コミュニティの各部会において検討し、全体計画として取りまとめられました。各団体はこの推進計画に基づき、自主的に事業に取り組むと共に関係団体との連携・協力により事業の円滑な実施に努めるものです。

また、指針及び計画の策定にあたり、明治大学の山脇啓造教授に多くの助言をいただいたことに感謝いたします。

2007年（平成 19年）12月 13日

上田市外国籍市民支援会議

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

上田市多文化共生のまちづくり推進計画

1 コミュニケーションに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 生活に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 多文化共生の地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4 多文化共生の推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資料：上田市多文化共生のまちづくり推進指針（ダイジェスト版）・・ 6～ 9

上田市多文化共生のまちづくり推進計画

1 コミュニケーションに関する支援

中長期	実施まで4年以上を必要とするか、または、実施について検討・研究する
早期	およそ3年以内に実施する
継続	現在実施しており今後も継続し充実を図る

No	施 策	目標・方向性	内 容	期 間			主体となる団体	
				継続	早期	中長期	上田市担当課	
1	配布物等の多言語化の促進	外国籍市民が入手可能な配布物等の多言語化	外国籍市民向け配布物や文書等の多言語化 (上田市:生活ガイドブック、ことばのサポーターの活用) (やさしい日本語での表記も検討)	○			危機管理室 税務課 収納管理課 生活環境課 廃棄物対策課 住宅課 福祉課 高齢者介護課 健康推進課 産院 国保年金課 保育課 商工課 消防第一課 営業課 学校教育課 生涯学習課 市民課	労働基準監督署 ハローワーク 労政事務所 地方事務所 警察署 保健所 教育事務所 保育園連盟 商工会議所 自治会連合会 国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 社会保険労務士会 行政書士会 ブラジル人協会 校長会 企業 上田市
2	ホームページの多言語化の実施	多言語による情報の掲載	上部組織が作成しているホームページに関しても、多言語化の検討	○		○	市民課他	労働基準監督署 ハローワーク 労政事務所 地方事務所 警察署 保健所 上田市(継続)
3	外国人総合相談窓口体制の充実	中国語等多言語での相談体制の整備			○		市民課	上田市
4	窓口対応の充実	翻訳チャート等によって指し示すことにより、通訳者がいなくても一定程度対応できる仕組みの構築			○		税務課 収納管理課 生活環境課 廃棄物対策課 住宅課 福祉課 高齢者介護課 健康推進課 産院 国保年金課 保育課 営業課 学校教育課 市民課	上田市
5	外国籍市民への情報伝達手段の確保	外国籍市民が利用する施設や店舗を通じた情報の提供		○			市民課	上田市
6	サインのユニバーサル化の実施	公共施設を中心としたユニバーサルサインの導入について関係課と検討			○		市民課	上田市
7	図書館の外国語書籍の充実	図書館と協働による外国語新聞や外国語書籍の充実		○			市民課	上田市
8	日本語を学習する機会の提供	日本語教室の充実と増設			○		市民課	上田市
		日本語教室の充実	国際交流コーナー及び地域における日本語教室等の充実とPR		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 上田市
		企業内の日本語教室の開催の検討			○		市民課 商工課	上田市
9	日本語ボランティアの確保	日本語ボランティア養成講座の開催	各団体ごとの努力と市と協働した取り組みにより、ボランティア及び指導者を発掘		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 上田市
10	日本社会理解の促進	留学生、外国人学校生徒、外国人労働者に対する講習会などの実施	自治会、学校、企業等の求めに応じて講習会等を実施		○		市民課	教育事務所 自治会連合会 企業 上田市
11	医療通訳養成講座への参加	医療通訳養成講座への通訳者の参加の促進とレベルアップ		○			市民課	上田市
12	医療機関に関する情報の提供	医療通訳や多言語で診察が可能な医療機関の情報の提供	医療機関の情報の収集と提供		○		健康推進課 消防第一課 市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 上田市

2 生活に関する支援

No	施 策	目標・方向性	内 容	期 間			主体となる団体	
				継続	早期	中長期	上田市担当課	
13	学校の手続きや教育の重要性に関する指導の実施	教育の重要性並びに入学の手続き及び学校の様子など学校に関する情報の提供	日本語指導や学習指導に必要な情報の提供		○		学校教育課 市民課	教育事務所 国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 上田市
		公立小中学校の入学手続きや生活のきまり等の周知	就学前児童を持つ親への説明資料や相談の充実		○		学校教育課	教育事務所 上田市
14	学校における日本語学習の支援	集中日本語教室「虹のかけはし」の充実	ボランティアによる教室支援等		○		学校教育課	日本語教室関係団体 上田市
		学習言語についての学習支援カリキュラムの検討			○		学校教育課	校長会 上田市
15	指導体制の充実	日本語指導員（有資格者）を増員し指導体制を充実する			○		学校教育課	上田市
		義務教育から外れた外国人青少年の指導体制の検討			○		市民課	上田市
16	学校における多文化共生教育の実施	公立小中学校と外国籍市民並びに外国人学校との交流	学校を主体とした多文化交流事業を進める		○		学校教育課 市民課	教育事務所 校長会 上田市
		多文化共生に関する教育の実施	授業の中への多文化共生教育の導入	○		○	学校教育課	教育事務所 校長会（継続） 上田市（継続）
		管理職も含めた多文化共生を理解するための研修等の開催	担当教員以外の教員の理解を深めるための研修の実施	○			学校教育課 市民課	教育事務所 校長会 上田市
17	保護者に対する施策の推進	保護者の教育に対する理解と意識の向上	教育の重要性について、子どもを持つ親への理解を得るための手段の構築	○	○		学校教育課 市民課	教育事務所 校長会 ブラジル人協会 上田市（継続）
		保護者が学校行事に参加しやすい環境の構築	保護者の意識向上と企業の理解を深める取組みの実施			○	市民課	企業 教育事務所 上田市
18	不就学の子どもたちへの支援	不就学の子どもたちの把握		○		○	学校教育課	上田市（一部実施）
		不就学や義務教育年齢を過ぎた子どもたちに対する学習等の支援	教育を受けることのできない子どもたちに学習場所と指導者の確保		○	○	市民課	教育事務所 （地域ボランティア） 上田市（早期）
19	進学と就職の支援の充実	進学や就職に関する情報提供	各団体が協力した情報の提供	○			市民課	教育事務所 国際交流協議会 ゆうあいまるこ 上田市
		進学や就職に関する支援体制の整備			○		市民課	上田市
20	保育園・幼稚園に関する情報の提供	制度や入園手続きに関する情報提供	入園希望者に必要な情報を提供	○	○		保育課 市民課（継続）	保育園連盟 上田市
		言語・習慣に関する配慮を伴う保育・教育体制の充実				○	保育課	上田市
21	外国籍の子どもの託児・保育の実態の把握	関係機関と協働して実態把握のための調査を実施			○		保育課 市民課	上田市
22	外国籍の子どもの託児・保育環境等の整備	認可外保育施設補助制度による保育環境等の整備			○		保育課 市民課	上田市
23	外国籍児童生徒等に関する財政的支援の実施	外国籍児童就学支援事業への協力	団体それぞれの状況に応じてプロジェクトへの協力	○			学校教育課 市民課	教育事務所 企業 商工会議所 （地域ボランティア） 上田市
24	地域ぐるみで外国籍の子どもを育てる環境の構築	自治会、企業等地域ぐるみで外国籍の子どもを育てる取組みの促進	学校だけでなく、自治会内の交流事業への参加等日本社会に溶け込む取組みの実施			○	学校教育課 市民課	教育事務所 企業 自治会連合会 （地域ボランティア） 上田市
25	求人情報の提供	関係機関と協働した求人情報の提供	相談窓口や国際交流コーナー等で求人情報を提供	○			商工課 市民課	ハローワーク 上田市
26	労働に関する相談窓口の拡充	外国人労働者の労働条件に関する相談窓口の充実	相談窓口の充実	○	○		商工課 市民課	労働基準監督署 ハローワーク 労政事務所 社会保険労務士会 上田市（早期）

27	医療保険加入の促進	外国人労働者の受け入れ企業、雇用企業に対する医療保険加入促進の呼びかけ	法令遵守		○		商工課 市民課	(社会保険事務所) 社会保険労務士会 企業 上田市
28	医療保険等の理解促進施策の実施	外国人労働者に対する医療保険等の理解促進のための施策の実施	外国人労働者自身に保険加入の重要性を周知するための情報の提供等の実施		○		商工課 市民課	社会保険労務士会 企業 ブラジル人協会 上田市
29	社会保障制度の理解の促進(医療保険以外)	医療・保健・福祉に関する制度等の周知	多言語による理解しやすいパンフレットの作成と配布		○		福祉課 国保年金課 健康推進課 産院、市民課	(社会保険事務所) 社会保険労務士会 企業 上田市
30	保健に関する情報の提供と予防検診の充実	保健情報と相談、検診の充実	保健に関する情報提供と結核の無料検診等の実施	○			健康推進課 市民課	保健所 上田市
31	医療機関の書類の多言語化の実施	診療時間や問診表等書類の多言語化			○		健康推進課 消防第1課 市民課	上田市
32	日本の住宅に関する慣習や制度の周知	多言語の募集パンフレットの作成と配布	県・市営住宅等の募集パンフレット作成、慣習・制度の違い等の説明、火災報知器設置の周知	○			住宅課 消防第1課 市民課	上小地方事務所 国際交流協議会 ゆうあいまるこ 上田市
33	外国籍市民のための入居支援システムの構築	関係機関と協力して住宅情報を提供できるシステムの構築				○	住宅課	上田市
34	平常時及び災害時における情報の提供	避難場所に関する情報、避難勧告等に関する情報等、平常時及び災害時における情報の提供(各種メディアとの連携を含む)、避難所内における情報伝達手段の多言語化			○		危機管理室 (秘書課) 市民課	上田市
35	防災意識の啓発の促進	外国籍市民向けの防災パンフレットの作成、防災訓練の実施、防災情報の提供	地域で行われる防災訓練への参加を促進と、防災情報を機会を捉えて提供	○			危機管理室 市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 自治会連合会 企業 上田市
36	災害時の外国籍市民支援システムの構築	外国籍市民の災害時対応マニュアルの整備や正確な情報を伝えるための通訳翻訳体制の確立	マニュアルの配布と災害時の通訳・翻訳体制をボランティア組織内に設置	○	○		危機管理室 消防第1課 市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ(継続) 上田市
37	安全安心のまちづくりのための施策の実施	外国籍市民に対する防犯や交通安全等の情報提供や教室講座等の開設	留学生等への情報提供は引き続き実施、安全安心のための施策については検討	○			生活環境課 市民課	警察署 上田市
38	災害時の相互協力体制の構築	被災地以外からの通訳ボランティア等の派遣について関係都市への協力体制の呼びかけ(外国人集住都市会議参加都市を中心に検討)			○		市民課	上田市
39	行政手続き等に関する相談の充実	外国人登録や法律に関する相談等	無料相談会の開催	○			市民課	行政書士会 社会保険労務士会 上田市
40	外国籍市民に関わる制度を改善する取組みの実施	外国人集住都市会議で検討	上田市外国籍市民支援会議から外国人集住都市会議へ提案	○	○		市民課	行政書士会 社会保険労務士会 上田市(継続)

3 多文化共生の地域づくり

No	施 策	目標・方向性	内 容	期 間			主体となる団体	
				継続	早期	中長期	上田市担当課	
41	外国籍市民との交流の促進	交流イベントの開催(国際交流フェスティバルの充実等)	イベント内容の充実と参加外国籍市民の範囲の拡大	○			市民課(秘書課) (丸子地域教育事務所社会教育課)	地方事務所 警察署 国際交流協議会 ゆうあいまるこ ブラジル人協会 企業 上田市
42	外国籍市民の社会参加の促進	外国人コミュニティ設立支援			○		市民課	上田市
		自治会等地域との交流支援	自治会等との良好な関係を築くための社会参加を促進		○		市民課	自治会連合会 上田市
		外国籍市民の意見を市政に反映できる仕組みの構築	懇談会または外国人代表者会議の開催		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ ブラジル人協会 上田市
43	地域ボランティアの多文化共生施策を支援	地域ボランティア養成講座の開催	地域ボランティアの人材確保とスキルアップ		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 上田市
		地域ボランティア団体の支援	地域ボランティア団体の運営に対する支援の検討		○	○	市民課	企業 上田市(早期)
		地域ボランティアのネットワークの構築	団体間のネットワーク化を図り協力関係を構築		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体

44	市民の国際感覚及び多文化共生に関する理解の促進	出前講座等の実施	各団体が協働して地域の求めに応じて対応	○			市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 上田市
45	(仮称) 多文化共生センター設置の検討	ハードとソフト両面から設置について検討	ボランティア団体の活動スペースとして、また、活動の中心的組織として検討			○	市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 ブラジル人協会 上田市
46	上田市在住の海外で生活した経験のある人または海外協力隊員経験者等との協働	ネットワーク構築と協力依頼	人材の掘り起こしとネットワークづくり		○		市民課	国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 上田市
47	外国籍市民に関するNPO設立支援の実施	外国籍市民支援に取り組むNPO等の設立支援			○		市民課	上田市
48	人権意識を高めるための啓発活動の充実	外国人の人権に関する啓発活動の充実		○			生涯学習課	上田市

4 多文化共生の推進体制の整備

No	施 策	目標・方向性	内 容	期 間			主体となる団体	
				継続	早期	中長期	上田市担当課	
49	上田市外国籍市民支援会議の充実	所属する関係団体・機関との連携を継続	連携と協力関係を今まで以上に深め参加団体の追加も検討	○			市民課	労働基準監督署 ハローワーク 労政事務所 地方事務所 警察署 保健所 教育事務所 保育園連盟 商工会議所 自治会連合会 国際交流協議会 ゆうあいまるこ 日本語教室関係団体 社会保険労務士会 行政書士会 ブラジル人協会 校長会 企業 上田市
50	上田市多文化共生のまちづくりに関する推進組織の設立	多文化共生社会の実現を目指し、事業を行う新たな推進組織の設立	上田市外国籍市民支援会議に参加する団体を中心に早期に組織化		○		市民課	(関係する団体) 上田市
51	市役所内の外国籍市民関係課会議の充実	庁内の外国籍市民に関する施策の連携と総合調整を図る		○			市民課	上田市
52	外国人集住都市会議への参加を継続	参加都市との情報交換、国・県及び関係機関への提言等連携した取り組みを継続		○			市民課	上田市

◎ 各団体は、この推進計画に基づき、自主的に事業を推進すると共に、関係団体との連携と協力を図る。

注1：「主体となる団体」のうち企業について

この推進計画の中で企業が主体となっている施策は、本支援会議に参加している企業により検討されたもので、上田市内の全ての企業を意思を示すものではない。

注2：「主体となる団体」の欄で、「期間」が他の団体と違う場合、団体の名称に続いて括弧書きで期間を示し、○を複数記入している。

注3：「主体となる団体」に表記した団体の名称等

労働基準監督署＝上田労働基準監督署
ハローワーク＝上田公共職業安定所
労政事務所＝東信労政事務所
地方事務所＝上小地方事務所
警察署＝上田警察署、丸子警察署
保健所＝上田保健所
教育事務所＝上田教育事務所
保育園連盟＝上田市保育園連盟
商工会議所＝上田商工会議所
自治会連合会＝上田市自治会連合会
国際交流協議会＝上田市国際交流協議会
日本語教室関係団体＝親と子の日本語教室他
社会保険労務士会＝社会保険労務士会東信支部
行政書士会＝長野県行政書士会上田支部
ブラジル人協会＝上田地域ブラジル人協会
校長会＝上田市校長会
企業＝上田市内13社

上田市＝上田市の関係課

上田市多文化共生のまちづくり推進指針

～ともに生きる社会をめざして～ ダイジェスト版

2007 年（平成 19 年）4 月
上田市外国籍市民支援会議

はじめに

経済、情報、文化のグローバル化が進む中で、上田市の外国人登録者数は、1990年（平成 2 年）頃から増加し、現在では県下市町村の中で最も多い状況となっています。

外国籍市民等の増加により、言葉や制度、習慣等の違いから起こる様々な課題が表面化し、これらの課題に対応するため、行政、企業、地域ボランティア等の団体により上田市外国籍市民支援会議が 2005年（平成 17年）に設立されました。

上田市外国籍市民支援会議では、教育、労働・保険、コミュニティの 3 部会を設置し、外国籍市民等に関する研究と実態調査を行ってきました。本指針は、この研究調査等に基づき、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本とし、上田市における多文化共生のまちづくりに必要な取組みの方向性を示したものです。

策定の目的

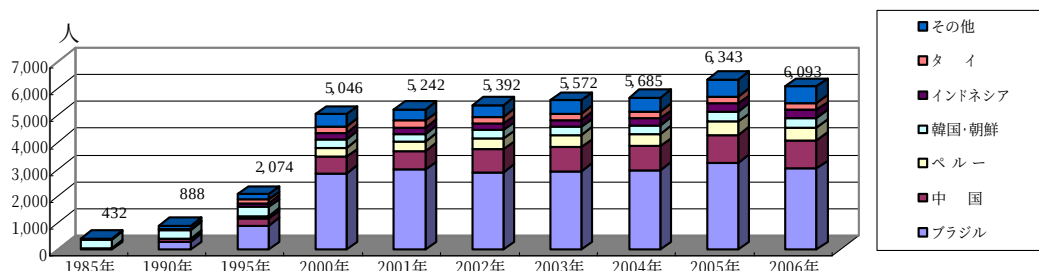
本指針は、上田市における多文化共生のまちづくりを推進することを目的とし、行政、関係機関、団体の取り組むべき方向を示すとともに、それぞれの役割に応じて連携・協力しあうことで、国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人が互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる社会を実現することを基本理念としています。

外国籍市民等の現状と課題

2006年 12月末の外国人登録者数は、48カ国 6,093人で、国籍別ではブラジル人が約 3,000人と最も多く、次に中国人が約 1,000人、ペルー人が約 500人です。在留資格では、「定住者」、「日本人の配偶者等」などが登録者数のおよそ 8 割を占め、定住化の傾向を示しています。

外国籍市民等の抱える課題は、日本語に関わる事、子どもの教育、労働、社会保障、その他生活に関わる事など多岐にわたっています。特に、教育に関しては公立小中学校に通う生徒約 250 人の半数が、日本語の指導が必要な状況であり、また学校に行かない不就学の子どもの課題となっています。労働や保険に関しては、派遣やパートでの就労が多く、医療保険に約半数が加入していません。地域においては、日本人との交流が進まないなどの課題があります。

外国人登録者数の推移（1985年～2006年）



指針の基本的な考え方と取組みの柱

基本的な考え方

外国籍市民も地方自治法上の住民であり、また、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等の要請から、基本的には日本人と同等の行政サービス等を受けられるようにすることが求められています。この指針では、同じ住民として国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人が互いに認め合い、尊重しあって暮らすことのできる社会を実現することを基本理念とし、そのために必要となる施策の方向を示すものです。

取組みの柱

コミュニケーション支援

外国籍市民等が生活に必要な情報の多言語での提供と、日本語を習得し自立した生活を送るために必要なコミュニケーションに関わる支援を行います。

生活支援

外国籍市民の定住化の傾向を踏まえ、すべての市民が安心して地域で生活を送ることができるよう、教育・雇用・労働、健康保険・年金、医療・保健・福祉、居住、防災・生活安全、外国人登録のそれぞれの課題に対して改善のための方向を示します。特に教育については、すべての外国籍児童生徒に学習の機会を保障し、日本語指導をはじめとする学習支援や生活指導を行う体制を整備します。

多文化共生の地域づくり

地域住民全体の多文化共生についての理解を進めるための施策の推進や、外国籍市民等の自助組織の育成と地域社会へ溶け込むための仕組みづくりなどを目指します。

推進体制の整備

取組みの柱に沿って施策を進める際には、上田市外国籍市民支援会議の構成団体を中心に、関係機関・団体、一般市民が連携・協働し担い手となることが求められています。また、新しい組織づくりなど推進体制を整備することも重要です。

多文化共生のまちづくり推進のための取組みの方向性

1 コミュニケーションに関わる支援

(1) 多言語による情報提供と相談体制の整備

- ①外国籍市民等向けの文書・施設の表示等の多言語化、ルビ化、ローマ字標記化。
- ②関係機関と協力し、ホームページ等による情報提供手段や提供場所の充実。
- ③多言語生活ガイドブックの提供、更新の定期的実施。
- ④市役所の「外国人総合相談窓口」の充実。ポルトガル語以外の言語への対応。

(2) 日本語の習得

- ①生活習慣も含めた日本語学習機会の拡大、日本語教室の充実、ネットワーク化の推進。
- ②日本語ボランティアの充実およびボランティア育成のための講座等の開催。

2 生活に関わる支援

(1) 教育

- ①入学前の就学案内、②日本語の学習支援、③指導体制の充実、④学校における多文化共生教育、⑤家庭へのサポート、⑥不就学児童生徒等への支援、⑦進学・就職支援、⑧保育園・幼稚園への支援、⑨経済面の支援

(2) 雇用・労働

- ①就労に関する情報提供を関係機関と協力して行い、安定的な雇用を目指す。
- ②外国人労働者の良好な労働条件の保持と、労働条件等について相談しやすい環境の整備。

(3) 健康保険・年金

- ①健康保険への加入の促進。
- ②公的年金制度の周知に努め、制度の問題等については改善を国に要望。

(4) 医療・保健・福祉

- ①医療・保健・福祉に関する制度や手続き等の周知。
- ②医療機関における通訳体制の検討。
- ③医療機関の問診表や案内表示等の多言語化。

(5) 居住

- ①日本の住宅に関する慣習や制度及び住宅情報の提供
- ②居住環境改善のための入居システムの検討

(6) 防災・生活安全

- ①災害対策・避難場所等の情報周知に努め、災害時に対応できる体制の構築。
- ②外国籍市民等を対象とする防災訓練の実施。
- ③関係機関と協力し、安全安心のまちづくりのための防犯対策等の充実。

(7) 外国人登録

- ①外国籍市民の居住を正確に把握できる外国人登録制度への改善を国に要望。
- ②外国人登録をはじめとする行政手続きに関する相談の充実。

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域における多文化共生の推進

- ① 交流や、市民の多文化共生についての理解と認識を深めるイベントや講座等の開催。
- ② 相談窓口や通訳派遣制度を活用したコミュニケーション支援。

(2) 地域ボランティア

- ①外国籍市民支援団体の多文化共生を進める活動を支援

(3) 外国籍市民等の社会参加

- ①外国籍市民等の意見を市政等に反映できる仕組みづくり。
- ②外国籍市民等の自治会への加入の促進と自治会内の交流活動の支援。
- ③外国籍市民等のコミュニティ設立支援。

(4) 多文化共生センター

- ①多文化共生の拠点となり、情報提供や相談等を行う多文化共生センターの設置の検討。

4 推進体制の整備と多文化共生の担い手

多文化共生のまちづくりのため、行政の組織内部や行政の組織間の連携・調整が必要。また、上田市外国籍市民支援会議の参加団体間の連携・協働をさらに進めることが必要である。各団体は多文化共生の担い手としてそれぞれの役割を果たすことが望まれている。

上田市外国籍市民支援会議組織図

